

「二酸化炭素地中貯留評価検討会」について

1. 趣旨

- 二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づいて適切に試掘や貯留事業を進めるために必要な技術面での助言を得るため、本検討会を開催する。

2. 議事運営

- 本検討会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
- 配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公開又は非公開とする判断は、事務局が行うこととする。
- 本検討会に係る事務は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の補佐を受けて、資源エネルギー庁が行う。

3. その他

- 委員及びオブザーバーは、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

CCS事業法における試掘①（試掘の許可制度）

2024年9月6日 第5回カーボンマネジメント小委員会資料

- CCS事業法では、経済産業大臣が、貯留層が存在し又はその可能性がある区域を「特定区域」として指定し、その区域において試掘を行おうとする者を公募・選定し、試掘の許可（試掘権の設定）をする。
- なお、特定区域の指定と試掘者の選定にあたり、地質等の有識者から技術面に関して助言を得る。
- CCS事業における「試掘」は、石油・天然ガス掘採のための「試掘」と類似する取組であるところ、許可制度の運用に当たっては、鉱業法の運用を参考とする想定。

1. 許可手続

- ① 経済産業大臣は、貯留層が存在し又はその可能性がある区域を、特定区域として指定。また、事業者選定のための評価基準等を記した実施要項を作成・公示し、公募。
※海域における特定区域の指定をしようとするときは、あらかじめ環境大臣に協議し、その同意を得る。
- ② 特定区域において試掘を行おうとする者は、事業の計画等を記した申請書を作成し、経済産業大臣に申請。
- ③ 経済産業大臣は、許可基準を満たし、かつ、最も適切に試掘を行える者に試掘の許可を与える。

2. 許可基準

以下の基準を満たす応募者の中から、実施要項の評価基準に照らして最も適切な者を試掘者として選定する。

- ① 経理的基礎、技術的能力及び十分な社会的信用を有すること。
- ② 欠格事由に該当しないこと。
- ③ 他人が行う貯留事業・試掘又は鉱業の実施を著しく妨害しないこと。
- ④ 公共の福祉に反するものでないこと。
- ⑤ 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと。

※鉱業法の石油又は可燃性天然ガスに係る採掘権者は、特定区域以外の区域（鉱区）においても、経済産業大臣の許可を受けて、試掘や貯留事業を行うことを可能とする。

<試掘許可の手続フロー>

